

<書評と紹介>佐久間孝正著 『在日コリアンと在英アイリッシュ：オールドカマーと市民としての権利』

MIYAJIMA, Takashi / 宮島, 喬

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

642

(開始ページ / Start Page)

67

(終了ページ / End Page)

71

(発行年 / Year)

2012-04-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008888>

書 評 と 紹 介

佐久間孝正著

『在日コリアンと在英アイリッシュ
——オールドカマーと市民としての権利』

評者：宮島 喬

1

比較という方法は一体何を明らかにしてくれるのか。二つの個別的对象——二つに限る必要はないが——を何らかの観点や基準から比較し、その異同を明らかにすることは、二つの対象に等しく、同じウェイトで解明への関心を抱くことを意味しない。否、そのような態度は、比較という作業の意味をかえて曖昧にする。マックス・ウェーバーの浩瀚な宗教の比較社会学研究は、普遍的な意味と妥当性をもつ文化現象の発展がなぜ他ならぬ西欧にのみ起こりえたかを明らかにするという限定づけられた問題関心から着手された（「宗教社会学論集序言」）。ただし、このウェーバーの問題意識の定式化自体に「西欧中心主義」など種々の批判が後に寄せられるが。

本書の著者、佐久間孝正氏はサッチャー時代の教育政策、そのなかでのマイノリティ教育の行方を問う研究を出発点に、イギリスの多文化主義と多文化教育を一貫して対象としてきた専門家である。だが、本書では「日英の旧植民地

住民を比較することによって、これまでの在日の研究に新たな光をあてようとするものである」（はしがき）と書く（傍点宮島）。この表明により、本書の行う比較の意図は明らかになっている。事実、冒頭（1章）では、日本では未実現の外国人参政権に論及し、1975年の崔昌華、89年のアラン・ヒッグス（イギリス人）のそれぞれの外国人参政権要求の紹介から始めていて、問題意識がどこにあるかを明示している。評者の知るかぎり、佐久間氏にはこれまで外国人の子どもの教育を考察するなかでの在日コリアンへの論及はあったが、移民集団としての在日を正面から扱う仕事を公にしたことはなかったと思う。ここに、従来氏の仕事の延長というよりは、新たな挑戦への取り組みが示されており、それだけ新鮮な関心から本書に接した。

次に問題となるのは、在日コリアンの歴史、現状を明らかにするための比較、引照の対象として在英アイリッシュを選ぶことの適切性如何であろう。比較という作業のつねとして、何を比較対象に選ぶのが妥当かという議論が立てられ、それはたいてい決着のつけにくい問題となる。本書で行われる比較も、単純に在日対アイリッシュなのではなく、その背景をなす日本社会と英国社会のそれでもある。じっさい、比較の対象として何が適切かということに簡単な答えはない。植民地支配と土地収奪の結果としての宗主国へのコロニアル・レイバーの大量流出とその定住の例は他にもあり、たとえば在仏アルジェリア移民とフランス社会が、アイリッシュと英国社会と並んで、比較の対象となりうると思われる。ただ、前者における原住民ムスリムの問題と後者のカトリック問題とはだいぶ異

なり、比較研究の意味はやや変わってこよう。なお、本書では在仏アルジェリア移民への言及はない。

それはともかく、本書の試みの重要な意義を挙げれば、日本における在日コリアン研究が従来、世界的視野での比較による一般化、普遍化、あるいは特殊と普遍の区別という議論にあまり進まず、日本—朝鮮の独自問題という視点のなかで展開されてきたことにかんがみ、その枠組みを打ち破ろうとする点にある。本書は、在日の存在とその研究のもつ意味を、国際的視野で考えさせてくれる。

本の構成を知りたい読者のためにその章立てを記しておく。

- 1章 参政権への問いかけ
- 2章 イギリスのアイランド支配
——怨念の歴史
- 3章 日本の近代化と東アジア侵略
- 4章 在英アイリッシュと在日コリアンの現在
- 5章 市民権の日英比較
- 6章 グローバリゼーションのインパクト
- 7章 国家によらない交流する市民

以下、本書のいくつかの注目すべき点、そして検討すべき論点に触れていきたい。

2

英国—アイランド、日本—朝鮮のそれぞれの歴史的関係をかえりみて、その間にパラレルな点があることは確かである。時期や期間の長短には大いに差はあれ、隣国を植民地支配し、農民の土地を奪い、彼らに移民としての離郷をよぎなくさせたという点は酷似している。ただ、本書はアイリッシュのミゼールを、よく言われる飢餓や土地喪失にだけではなく、なかば自発的に行われた言語放棄、英語化にも求めている、この点は教育社会学者ならではの視点をなして

いる。アイランド語（ゲール語）が19世紀に急速に衰退に向かうのは、これが英国統治下の学校では教えられず、公的空間で禁じられていたことによるが、それ以上に労働者たちは雇用に就く上で英語が話せないのは不利で、言語を切り替えて必死に職を探し、やむなく民族語から離れていったためでもある。アメリカに渡ることも現実の選択となった以上、心組みとして英語が重要と彼らに観念させたのだろう。以上の指摘にくわえ本書では、こうした母語喪失を同情をもって観察し、後の母語復興の努力を称えた一日本人国語学者（安藤正次）がいたこと、その安藤が、こと台湾に関しては文明化に向けての日本語化を肯定的に捉えるという矛盾した態度をとったことが紹介されていて、興味深い。

近代日本の東アジアへの侵略、とりわけ朝鮮へのそれに対し、英国のアイランド支配は共通する事実も多く、理解にヒントを与えてくれる。権利関係の未確定な土地の没収により、耕していた土地を奪われ、生活基盤を失った者が宗主国に移動したのはその例である。また、1801年の「合同」（正式のアイランド併合）は、名目として「文明化」によって正当化された。イギリスにとってのアイリッシュネスとは「野蛮」「飲んだくれ」などネガティブな「非文明」にあったからである。この「文明化」の使命化は、まさしく明治期の後半、福沢諭吉らが急旋回して主張していったアジア侵略の正当化と重なっている、とする。

ただし、イギリスは「合同」後に宗教による差別を維持できなくなり、カトリック教徒にも選挙権を認めることとなるという、思わぬ帰結を伴う。「アイランドとの『合同』は、意図せざる結果としてブリテン島側のプロテスタントとカトリック信徒の平等化を進め、その流れはやがて、黒人奴隷の解放にまで通じていった」

(36頁)。この逆説は、日本の植民地下朝鮮に対応するものがあるだろうか。なるほど1925年には朝鮮人にも男子普通選挙権が認められた。だが、それと裏腹に、きわめて恣意的な自国中心主義を浮き彫りにするものに、教育言語の日本語化、創氏改名、そして戦後の選挙権の停止や国籍一斉切り替えなどがある。

いま一つ佐久間の指摘で興味深いのは、アイルランド統治では英君主の上位にさらに神があって、それが君主の神格化を防いだのに対し、日本の朝鮮統治では天皇の神格化が躊躇なく行われ、その支配をチェックする力が働かなかったとする点である。日本は「一君万民」の「民」のほうにコリアンも組み入れ、一種の平等主義を実現したといえるが、日本の神（「現人神」）を他民族に有無を言わず押しつけたという意味で、罪は大きかったといえよう。英国がアイルランド統治を通して宗教的寛容を徐々に実現していったとすれば、その違いは大きい。

3

現在、在日が40数万人であるのに対し、イギリスには約70万人のアイリッシュが住んでいる。それぞれ数波にわたって来島し、資本主義の原蓄期以来、底辺の労働力としてこれを支えたという意味では共通点が多い。移民の定住が進めば当然、シティズンシップの問題がさまざまに発生してくるが、「市民権をめぐる土壌の差」は大きいとし、これが5章の主題をなし、本書全体でも中心的なテーマとしている。事実、本書が大きなスペースを割き、論証に努めているのは、今日の在日コリアンが参政権から多文化教育の権利にいたるまで、また公生活からこまごまとした日常生活にいたるまで差別的、差別的扱いを受けている事実であり、これが比較のパスpekティブで扱われている。要点を以下に紹介する。

アイルランドは1922年に自治領へ（「自由国」としての事実上の独立）、49年に独立国（英連邦からの離脱）へと地位は変わった。だが、アイルランド人は英国での居住、そこでの就労や参政権等はすべて従来と変りなく認められた。民族的な偏見や蔑視、宗教的相違をタテにしての共生への抵抗と、根深い差別は残るにしても、少なくとも公的権利では平等を目指そうとする努力はジグザグを経て続けられ、今日にいたっている（現在はEUの中の隣国同士）。英語支配という事実はあれ、民族的相違を消し去ろうとする同化主義よりは多文化主義の共存の論理ははたらいている。

それに反し、戦後の日本では前記のように旧植民地出身者への衆議院選挙権は停止され、日本国籍であるのに1947年には外国人登録令の対象とされ、52年には一斉に外国籍への切り替えが行われ、参政権を認められないまま今日に至っている。公的権利領域である戦争犠牲者の援護立法でも、日本国籍ではない彼らは排除されつづけている。デニズン（永住外国人）への権利保障では、EU・ヨーロッパ諸国はマクシマムに近い施策を展開しているが、日本の処遇は国連規約人権委員会の批判も受けるように、不十分なものがある。現に、在日コリアンをはじめ在住外国人は、明文の法的規定はないにも拘わらず、公務員就任、公立学校教諭への採用に制限を受け、行政の側の解釈にすぎない「当然の法理」なる曖昧な理由づけでこれが正当化されている。

こうした曖昧な理由が押し出され、公的な権利の普遍化をも阻んでいる点に、実は、民族の違いにこだわる日本的なロジックがあるのだろう。つまり、基準として暗に依拠されるのは民族、さらによりプリミティブな血筋、血縁であるかもしれない。コリアンたちが民族名で生活することが困難だと感じる現実、帰化申請・審

査に際しては「骨がらみの日本人化」を求められるという経験なども、このことから理解されよう。そうした基準の無自覚でナイーブな表出が人種民族差別となりうることを知る必要がある。人種差別禁止法の制定が求められるゆえんである。本書の指摘する、このような日本人の「体質」を指して、「マイノリティ問題」よりはむしろ「日本人の問題」だと本書が説いているのは至当であろう。

佐久間氏が狭義の専門とする教育について、議論の要点だけを紹介したい。

植民地下で生きていく必要から早くから英語化が進んで、民族語（アイルランド語 [ゲール語]）の保持率が劇的に低下してしまったアイリッシュの場合、在英の子どもにはほとんど母語教育の要求はない。この点は在日コリアンと違うようである。とはいえ、在日のなかにも、生きていくための徹底した日本語習得ゆえ、また日本の学校の母国語教育拒否のため、母国の言語をほとんど使えぬままに成長した者は非常に多い。それだけに子どもたちの母語とアイデンティティを維持させたいという願いは切実で、朝鮮学校が設立されたともいえる。

英国では、公立学校でも移民の子どもへの母語教育が可能であるうえ、民族学校でも公的補助が与えられ、さらには近年正規学校への認可さえも行われていることが紹介される。しかし日本では、仮に各種学校として認可されても補助は少ない。さらに、民主党政権の打ち出した高校無償化の施策も、2011年11月の朝鮮半島の「砲撃」事件で朝鮮学校についてすぐストップしたように、運用が政治的になりやすかった。朝鮮学校についてはとかく「反日教育」や教科書の記述の偏向が問題とされるが、教育内容のチェックを始めれば、他の国際学校の教育にもそれぞれ問題がある（各種学校の都道府県の認可の審査基準にカリキュラムの内容は含ま

れない）。本書は、このようなことは「子どもの教育の無償化とは、直接には関係しない」と述べ、「教育の政治からの自由」が日本側で守られるべきことを説いていて、その点は重要な指摘であると感じる。

以上のような諸主題を扱っている第5章は、著者の問題把握の明快さと分かりやすさ、豊富な問題提起によって示唆に富んでおり、在日との共生のあり方を探りたいと考える読者に特に読んでほしい部分である。

4

それでも、本書の議論をたどってきて、比較研究を適切に行うことのむずかしさをも痛感する。著者自身も十分に気付いているとは思いますが、いくつかの補足的な議論をしてみたい。

まず、英国のアフリカ、アジア、カリブ海地域を含めた植民地全体との関連で、アイルランドがどんな位置を占めていたかについて考えてみる必要がある。同じキリスト教徒であるヨーロッパ人が植民地支配を強いられたという意味でその悲惨が強調されるが、戦後、ニューコモンウェルス（NCW）出身の有色の移民が大量流入し、1962年英国移民法以降、彼らが熟練による選別を被るようになる時、アイリッシュはむしろ特権的位置に就いた。英連邦を脱退しても、参政権をも含めてイギリス内での従来通りの権利がそっくり維持され、後にはECに共に加盟することでこれが当然の措置となる。それは、NCW移民への差別、それも白人-有色者の人種差別と重なる差別とペアで進められたといえないか。アイリッシュが戦後諸権利を維持し続けたのは、英国の普遍的なシティズンシップ政策の現れというより、人種優遇によるパティキュラリスティックな差異化措置だったという見方も成り立つ。

こうしたアイリッシュと、戦後の在日コリア

ンとを突き合わせて比較するとき、どんな所見が導かれるか。私見では、英国の市民権差異化政策の巧みな“divide and rule”のマヌーヴァと、ニューカマーに比べて優遇されていると言いがたい在日の地位の周辺性がさらに際立つように思われる。この点では、在日とむしろ在仏アルジェリア移民との共通性が大きいようにも感じられるが、どうだろうか。

いま一つ、戦後のコリアンたちが貧困、制度的・非制度的差別、祖父母や親の不就学という条件のなかでも、いわば自助により、民族学校を立ち上げ、または日本の学校のなかで刻苦勉強をさせ、日本の平均をも超えるような学歴達成をなしたことは、現代世界の旧植民地出身移民のなかでもほとんど例をみない奇跡ではないかとかねて評者はみてきた（宮島喬『文化と不平等』有斐閣、1999年）。この点は、アイリッシュとの比較で明らかにされうる点があるだろうか。本書は触れていないが、若干の研究では、アイリッシュには教育の面での自助のエートスで近年まで注目すべきものがなかったとされる。なお、在日はそれだけの学歴達成をしながらも、それを職業的成功に結びつけられない差別構造が日本にあることはすでに触れた。

第三の論点は、統合が進むヨーロッパと、緊張のタネが多様に存在する東アジアとの違いを考えると、二つの移民集団の比較がきわめて困難になってくる事実に関係する。前者はEU市民となり、域内自由移動の権利を行使し、境

遇改善の可能性もつかめるだろうが、在日コリアンは母国の経済発展にも拘わらず、アジアには自由移動の空間はなく、参政権など市民権の拡大も実現していない。東アジアが依然として冷戦空間から脱しえていないことも大きい。東アジアのこの現実に一員として責任を負っている日本が、和解と共生への思い切った努力を払わないかぎり、在日の地位の平等化の道も開かれないだろう。

なお、本書6章は、移民たちの本国であるアイルランドと韓国のグローバリゼーションのなかでの発展、変容、矛盾を主に論じていて、在英アイリッシュ、在日コリアンにはほとんど焦点化されていない。色々教えられる点はあるが、やや違和感を感じさせられる章である。

与えられえたスペースが尽き、7章への論及はできないが、同章での著者の提言には大いに賛同するものである。

広い射程をもち、多くの論点を提示し、今日の問題である移民あるいは民族マイノリティの権利と共生について深く考えさせてくれるこの労作が、活発な多方面の議論を喚起することを期待したい。

（佐久間孝正著『在日コリアンと在英アイリッシュ——オールドカマーと市民としての権利』東京大学出版会、2011年5月刊、viii+275+xvii頁、定価3,400円+税）

（みやじま・たかし お茶の水女子大学名誉教授）